

新規創業、第二創業、サテライトオフィス等の事務所の設置を支援することを目的に、開設費用の一部を補助します。併せて新規創業、第二創業、企業内起業を支援することを目的に創業に関する費用の一部を補助します。

制度の概要

サテライトオフィス設置・創業拠点整備サポート 募集期間 4月～8月末

津山市内で新たにサテライトオフィス又は創業拠点を設置する者が、原則として3年以上の事業計画があり、空き家・店舗、サテライトオフィスを利用し、新たに事業所を開設する事業を補助する。

○補助対象事業

新規性・独創性・優位性のある事業（地域ニーズに即したものは審査の際に加点）

※サテライトオフィス設置の場合は、上記に加えて、ソフト系事業（IT、設計、デザイン等）を主事業として行う事業者で、かつ設置の際に1名以上の雇用があること。

○補助対象経費

A費用：事務機等導入費 B費用：改修 C費用：賃借料（サテライトオフィス）3カ月以上の継続利用に限る

○補助金額：

改修費・事務機等導入費用は、補助対象経費の2分の1以内（精算払）

○補助金の上限

社員数	A費用	B費用	C費用
正社員3人以上 （事業主含む）	50万円	200万円	60万円
個人・社員1～2人 （事業主含む）	25万円	100万円	30万円

○補助金額：補助対象経費の2分の1以内 上限250万円 ※補助金額は千円未満を切り捨てします。

創業等サポート 募集期間 9月～

津山市内で新たに創業、第二創業、企業内起業を開始する者に対し費用の一部を補助する。

○補助対象事業 ソフト系事業（IT、設計、デザイン等）、ソーシャルビジネス

○補助対象経費 人件費、設備費、旅費、マーケティング調査費、広報費等

○補助金額：補助対象経費の2分の1以内 上限100万円 ※補助金額は千円未満を切り捨てします。

補助事業の流れ

申込人…補助金の申請



センター…審査
交付決定

事業着手～完了

（改修費・事務機等導入費）

申込人…実績報告



センター…補助金の精算

※このサポートは「津山市内で事業を開始、又はサテライトオフィスを設置する事業」が対象になります。

問合せ先：つやま産業支援センター

Tel:0868-24-0740 E-mail:info@tsuyama-biz.jp